

定例監査の結果

1 監査の期間

令和6年8月5日から令和6年8月16日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

議会事務局 議事課

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 契約事務

ア 検査職員の任命及び検査結果通知が未実施であった。

【「物品・役務」の契約事務の手引き・契約規則第49条】

イ 検査結果通知について、公印未使用の他、起案伺いにおける公印使用承認が未実施であった。

【文書事務の概要】

ウ 監督職員と検査職員を兼務しているのがあった。

【契約規則第51条】

エ 物品等の検査職員に任命されていないものが、検査を行っているものがあった。

【契約規則第48条】

(2) 文書取扱事務

ア 起案文書を文書管理システムに登録していないものがあった。

【文書取扱規程第18条】

イ 3日以内に出張復命が行われていないものがあった。

【服務規程第17条】

ウ 議決証明について、公印使用簿への記載もれの他、起案伺いにおける公印使用承認が未実施であった。

【文書事務の概要】